

司法修習委員会（第4回）議事録

1 日時

平成15年12月19日（金）午前10時から午後零時5分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合，小津博司，金築誠志，鎌田薫，酒巻匡，白木勇，高橋宏志（委員長），西垣通，宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉（幹事長代理），井田良，出田孝一，稲田伸夫，大橋正春，梶木壽，黒川弘務，小池裕，須賀一晴，鈴木健太，寺村温雄，巻之内茂，山本和彦（敬称略）

4 議題

（1）協議（実務修習の在り方）

- ・ 実務修習の基本的な指導理念と方法
- ・ 分野別実務修習
- ・ 総合型実務修習

（2）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

- 1 2 「実務修習の基本的な指導理念と方法」及び「分野別実務修習」に関する基本的考え方（改訂案）
- 1 3 「実務修習の在り方」に関する論点（その2）
- 1 4 「総合型実務修習」に関する基本的考え方（案）
- 1 5 総合型実務修習のイメージ

（幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第4回）議事概要

6 議事

（1）幹事長代理の指名

木村幹事長が差し支えのため、今回の委員会における幹事長代理として荒井幹事が指名された旨の報告がされた。

（2）協議

ア 実務修習の基本的な指導理念と方法及び分野別実務修習

荒井幹事長代理から、資料12について説明がされた。

（宮川委員）

2頁の「各分野別実務修習の期間」の最初の修文部分で、修習終了後弁護士になる者が大半であることが弁護修習の割合を高める一つの理由とされているが、法曹養成は当事者法曹の思考・行動を学ぶことを中心にすべきではないかという考えも一つの理由であり、この点を付け加えてはどうか。

表現振りとしては、前回言及した「訴訟における弁護士活動のウエイトが重くなっており、質の高い弁護士の養成が先決であること、修習生の大半が弁護士となる傾向が強まっていること」、「法曹養成は当事者法曹としての思考・行動を学ぶことを中心に構成すべきではないか、弁護士の質を向上させるには弁護教育をより重視すべきではないか」といった部分を要約するというのでどうか。

（小津委員）

「問題点がある」という断定的な書き方をすれば、全員の認識の一致が必要ではないかと思う。

（金築委員）

宮川委員のような意見があることは承知しているが、当事者法曹と裁判官の関係をどう見るかという議論をここに持ち込むのは適当でないように思う。

（酒巻委員）

「当事者法曹」という用語は、ドイツにおいて弁護士を想定して使われているが、日本では検察官も当事者である。宮川委員指摘の部分をこの文章に取り込むのは適切ではないのではないか。

(高橋委員長)

資料12は、特に修文しないことでよいか。

(出席委員全員)

了承

イ 総合型実務修習

荒井幹事長代理から、資料13ないし資料15について説明がされた。

総合型実務修習の意義・必要性

(酒巻委員)

資料14の1(1)の内容に賛成である。分野別修習では刑事分野、裁判分野が多くなるが、弁護士に対する社会的ニーズが高まり、修習生も弁護修習をより多くという希望が強いと思うので、総合型修習が弁護修習を補完する機能を果たすのはよいことだと思う。さらに、各自の主体的判断に基づいて選択、自己設計できるのは大変よいことだと思う。

(今田委員)

理念は非常に優れたものであるという印象を持った。ただ、主体的な選択による修習では、結果として、2か月間を有効に利用した人と余りできなかった人とが出てくるのではないかと思う。自己責任という理念は非常によいが、余りにそれに委ねると教育効果の面で危ういと思う。2か月間の教育の質を担保するための工夫が必要ではないか。

(宮川委員)

総合修習の議論は、かつて1997年の法曹三者協議会でも議論された。そのとき、最高裁協議委員から、修習期間全体を1年とする、そのうち7か月を実務修習とし、分野別修習を各1か月、残り3か月を総合修習とする、

3か月の総合修習のうち、2か月を各分野を相互乗り入れするフレックス修習、残り1か月を選択修習とするという構想が示された。当時の議論では、補完と深化のプロセスに当たるこのフレックス修習に比重があったが、今回少し進化していると思うのは、多様化するニーズに応えるという観点で、修習生が、自分の関心、目指す法曹像との関連で、主体的に学ぶことが明確に提示されている点である。確かに、運営を誤ると自由放任になり、今田委員指摘のような問題点が生じると思うので、運営方法については今後議論しなければならぬが、先ほど述べたような新しい観点を付け加えた提案として、私としては評価し、実現していきたいと思う。

(鎌田委員)

理念として、実務修習の深化・補完と、専門分野の多様化・拡大という二つの要素が書かれているが、2か月の期間で両方の要素を満足させることは無理ではないかと思う。多様化・拡大を望む修習生も少なからず存在すると思うが、受入側がどれだけ受け入れることができるのか。2か月の間に様々な経験をしたいと希望する修習生がいるとすると、ニーズの集中により受け入れが困難になる部分も出てくるように思う。司法修習の中心的な役割は実務修習であって、法科大学院と異なり、実務修習の中で、実際的事実に、それまで勉強した基礎的な理論の部分を組み込んでいく作業をするのが一番重要である。そうすると、いくら多様化・拡大といっても、今まで何も勉強しなかったからこの機会に1週間だけのぞいてみるというものまでに対応しきれないのではないかと思う。そういう意味では、法科大学院や分野別修習の中で基礎的な部分を勉強をして、それを踏まえて実務を経験するという第2段階的な部分を総合型実務修習で受け入れるようにする必要があると思う。

(翁委員)

私もこの理念には賛同している。非常に柔軟であるし、自己責任、主体性を重んじる方法は大変よいことだと思う。ただ、現実の問題としていろいろ

難しい点があると思う。例えば、倒産、渉外、企業法務といった分野を目指す弁護士希望の修習生はこれから多いと思うが、こうした先端的な分野に人気集中し、3000人になったときに、キャパシティーの面でこれを受け入れていけるのかという問題が生じるのではないか。また、最初の分野別実務修習の配属地によって相当格差が生まれ、配置先による不公平の問題が出てくるのではないか。さらに、受け入れサイドがどのような教え方をするかによって効果も相当違ってくるのではないか、というイメージがある。ただ、このような点をいかに担保し、理念に沿った豊かな内容のものにしていくかという工夫を図り、このような方向で是非実現していただきたいと思う。

基本方針と構成

(小津委員)

ある修習生がそれまでの実務修習の成果の深化あるいは補完のために、2か月間大学の図書館にこもって勉強したいと言ったときに、基本的なものの考え方として、それが適当なのか不適当なのか、お伺いしたい。

(荒井幹事長代理)

2か月間1か所で修習することを認めるかについては司法研修所内でも議論があったが、法曹三者、あるいは少なくともそれに密接に関連する部署での修習は、合理性が認められる限り許容してよいのではないかという意見が強かった。今御指摘があった大学の図書館にこもって勉強することは、研修所内部では議論していないので、この場で御意見を賜りたいと考えている。

(小池幹事)

今の御指摘には、1か所での修習を認めるかという問題と、大学の図書館にこもって勉強するという問題と、2つの問題がある。1か所での修習というのは十分考えられるとしても、実務修習が事実と格闘して法理論の射程を見ていくものであることからすると、大学の図書館にこもるというのは理念にそぐわず、いかがなものか。

(鎌田委員)

私も、飽くまで実務修習なので、大学図書館で勉強することは実務修習の本旨に反すると思う。ただ、私どもの大学も含めて、法科大学院に附属の法律事務所を設け、学生が、弁護士の指導を受けながら、無償で実際の訴訟を引き受けるようなことをやろうと考えているが、卒業して修習生になった人が、総合型修習の期間に大学附属の事務所に戻り、学生時代に担当し、まだ継続している訴訟に打ち込むといったことが認められるのかどうか。普通の弁護士事務所に行くのと同じという見方もできるかもしれないが、同時に後輩の指導も担うという意味では、実務家としての経験を純粋に積むのとは少し違う要素になる。附属法律事務所の教育システムを考える上で、どの範囲で法科大学院と一定の連携を持つことが許容されるのかという点は、御検討いただきたい。

(酒巻委員)

学問はまず大学でやるべきである。鎌田委員御指摘の点は別途検討するとしても、総合型は実務修習の一つであり、限られた時間の中での2か月を使うのであるから、その基本的な枠組は維持すべきである。

(白木委員)

実務修習期間中、修習生は実務だけを見ているわけではなく、多くの修習生は、関連する理論的問題についても夜間や休日の自由な時間を使って学んでおり、これは今後も変わらないと考えている。

(高橋委員長)

法科大学院も、今後、生涯教育、継続教育の一環を担いたいと思っており、実務法律家になった後、一定期間大学に戻って研究することは大歓迎であるが、法律家になってからもまだチャンスがあるのだから、実務修習中に行うのはもったいないというのが率直な印象である。

(金築委員)

これまでの意見に全く異論はないが、後の議論に関係することとして、外国での修習を認めるかという問題がある。例えば、外国のロースクールに行き、セミナーなどに参加すると、大学の勉強になってしまうが、日本ではいけない外国ならよいのか。仮に外国のロースクールで修習することはよいとなると、日本のロースクールではできない、新しいことを学ぶということではよいと考えるのかと思うが、性質として実際の事件に取り組む修習でないことは間違いない。このような問題があるかと思う。

(酒巻委員)

基本的枠組について異論はないが、現実に多様な法的ニーズや弁護士の多様な法的サービスは大都市圏に集中しており、実務修習で大都市に行った修習生と地方に行った修習生とでは、既にその段階で、例えば弁護修習の内容にもかなり違いがある上に、それを補完しようにも、実務修習地を離れることが可能になっているとはいえ、地域的な差が出てくるだろうと思う。この点が、関心のある人に体験できなかったことを学んでほしいということの障害になるのではないかと心配している。

(宮川委員)

多様性、専門性を考えるときに、私たちは知財、企業法務、渉外などに偏した理解をしているのではないかと思う。専門家指向という意味ではもっと多様であり、例えば消費者法、環境法、倒産法、執行法、家族法、地方自治法、その他刑事弁護、少年問題、高齢者問題など、各分野の専門家として活動している弁護士がたくさんいる。今挙げたような分野は、大都会に偏しておらず、地方にも、その分野の専門家として活動している者が数多くいる。様々な専門的な分野の修習をする意味で、地方に配属されたからといってハンデを負うということはないのではないか。また、知財や企業法務の専門家になろうとする修習生は、OJTで学ぶのだから、例えば消費者問題など、違う分野の専門家の事務所で修習する方がむしろ望ましい。そのような方向

に誘導していく指導をすることも必要なのではないか。

(西垣委員)

教育の理念を考えるときに、現状の東京一極集中あるいは大都市集中の流れを加速させるような方向が果たしてよいのか。むしろ地方に開いて行く方向にあるのがITの時代ではないか。専門分野については、やがて専門家になって自ずから深くやるわけであるが、大都市で育ち教育を受けてきた人には、地方の人たちの考え方は余り分からないだろう。地方に行って回り道をしたようであっても、こういう人たちが見識を広げる意味は深く、結局は新しい時代を開くことになるのではないか。

(白木委員)

先ほど宮川委員のおっしゃったとおりだと思う。例えば渉外事務所は地方には余りないかもしれないが、大都市以外で修習する修習生に、実際に大都市の修習を見てもらえば、それほど違いがないことに安心すると思うので、こういうことを大都市以外で修習する諸君にどう理解してもらおうかを考えるべきだと思う。

(小津委員)

これからの修習生には、全国各地、特に地方で修習することが大事だというメッセージをいろいろな形で送っていただきたい。地方の実情については、日弁連もいろいろな形で積極的に取り組んでおり、また、司法制度改革の一環として、司法ネット構想で全国津々浦々に法律サービスを充実させていく取り組みをしようとしているので、そういう時代に地方に配属された修習生が、その機会を利用して、地方でしか見られない、体験できないものを是非学んでほしいと思っている。実際問題としては、酒巻委員の提起されたような問題が出てくるので、白木委員御指摘のような方向で修習生に対する指導をしていただけるとありがたいと思う。

(鎌田委員)

どのような修習生像を前提とするのが難しいと思う。修習の最後の期間では、ほぼ皆就職先が決まっているという現在の修習状況を前提にすれば、この2か月は、自分の就職先で一足先にOJTに入ってしまう危険があるし、逆に、渉外事務所に就職するので、この機会に地方に行って小さな事件をやってみたいという動きになるのかもしれない。ただ、修習生が3000人になると、修習期間終了までに就職が決まらない修習生も多くなるだろうと思う。就職の決まっていない修習生が進路を決める最後の機会としてこの2か月を有効に使うという前提で考えると、対処の仕方は相当違ってくるであろう。渉外弁護士を目指す修習生が地方に配属され、そのような事柄に全く接することができなかった場合、最後の2か月の間に大都市の渉外事務所に行き、あわよくば将来就職するためのコネを作るという考え方が出てくると思われる。弁護士事務所をホームグラウンドとすることについては、そうあるべきだと思うが、決められた配属地から他の地へ行く期間を限定するという枠を作る正当性をどのように説明するのか。2か月間は場所を自由に選択できてもよいのではないかという声が修習生から出るかもしれない。配属地に縛られる理由が、人数が多いことによる配属上の便宜なのか、修習生に対する教育的な指導上の責任の関係なのか、という点をお聞きしたい。

(金築委員)

修習生の志望と実務修習地の問題について実情を紹介すると、修習生の修習地の希望は、都会、特に首都圏に集中しているが、その理由の一つは専門領域を持ちたいということである。ただ、希望する専門領域は多様ではなく、渉外と倒産等に極端に集中しているようであり、修習生全体として多様な方面で活躍するという方向になっていない。これが、都会への関心の集中と何か通じるところがあるのかもしれない。ただ、実際に地方で修習すると、大都市と違い、家族的雰囲気の下で指導が行われるなど、大変充実した修習ができるので、地方で修習した修習生は皆よかったと言う。修習生になる人た

ちがステレオタイプの考え方で修習地を希望するのではなく、その関心を地方や多様な領域に向けるよう我々も努力しなければいけない。法科大学院でも是非多様な関心を育てていただければと思う。

(宮川委員)

総合型実務修習というネーミングに現れているように、専門家になるための選択修習だけではなく、分野別修習の深化と補完も一つの目的である。配属地で担当した事件をフォローし学んでいくように誘導していくべきであり、そういう意味では、ホームグラウンドを配属地にある弁護士事務所に置くことが一番適当ではないだろうか。日弁連でも議論をしているが、配属地の弁護士会が指定する弁護士事務所をホームグラウンドとする方向で意見はまとまるかと思う。ただ、ホームグラウンドである弁護士事務所での修習が実質ゼロで、2か月間他に行ってしまうのは問題だと思う。ホームグラウンドとなる以上、その弁護士事務所の弁護士が修習生と人間関係を築き、ある程度監督し、充実した修習となるよう配慮し指導していく必要がある。そのためには、ホームグラウンドである期間は必ず修習することが確保されていなければいけないのではないか。資料15(2枚目)の修習生Dのパターンは、ホームグラウンドでの修習の入る余地がないが、これではいけない。2週間程度はホームグラウンドで修習することをガイドラインとしても示す必要があると思う。

(荒井幹事長代理)

修習生Dは、ホームグラウンド方式を採らない場合の例として示したものである。

(高橋委員長)

宮川委員の考えでは、自ら開拓した修習先は認めなくてもよいということか。

(宮川委員)

そうではない。弁護士会に配属するとしても、そのメニューは実務修習庁会（実務修習地の裁判所，検察庁及び弁護士会）が協議して用意することになると思う。そして、修習生が自ら開拓した修習先での修習を申し出ることでもできることとして、申し出があった場合は、実務修習庁会あるいは弁護士会で認めるかどうかを検討すればよいのではないか。

（高橋委員長）

自ら修習先を選択することは認めるが、修習生Dのパターンは一貫性がないので認めないという考えか。

（宮川委員）

何でも見てやろう式の修習も、修習生がそういう修習を希望するのなら認めてもよいと思う。私が先ほど述べたのは、修習生Dのようなパターンだとホームグラウンド先で修習しないため、深化・補完が入り込む余地がなく、かつ監督が困難であり、望ましくないということである。

（酒巻委員）

自ら開拓した修習先は、基本的には、自分のいる実務修習地においてという限定があるということか。

（高橋委員長）

基本は自分の配属地になるのであろう。

（鎌田委員）

修習生が自ら探してきたのだから、無原則にならなければ認めてもよいと思うが、やや視点を変えると、総合型実務修習の理念には二つのものが混ざっている気がする。宮川委員の御指摘は、極端に言うと、この2か月間は弁護修習であり、配属先での弁護修習は継続し、短い期間であれば違う場所での修習を認めるという発想だと思うが、他方、修習生Dのようにこの2か月間は修習生が自主的に修習内容を編成できるという理念もある。この二つの考え方のどちらにより近い考え方を採って構成すべきなのか。

(宮川委員)

ホームグラウンド先での修習をまったく行わないのは望ましくないが、ホームグラウンド先の修習が中心であるべきとまでは考えていない。例えば、2週間はホームグラウンド先で修習し、残りの6週間は外国の法律事務所や研修機関で修習するという選択は当然あってもよいと思っている。そういう意味では、配属地を原則とすることは考えていない。

(荒井幹事長代理)

幹事会ではホームグラウンド方式を採るか決めきっていなかったため、修習生Dのケースも挙げているが、ホームグラウンド方式を採る場合には修習生Dのケースは想定していない。

(小池幹事)

鎌田委員の御指摘は、総合型実務修習における多様性と補完という二つの理念を、制度設計や運用の面でどう整合させていくのかという問題かと思う。裁判所あるいは検察庁の職務範囲は法定されているのに比べ、弁護士の業態は、拡がりがあり、少なくとも拡がる可能性があるという意味での多様性を包蔵しており、また、弁護士事務所の業態自体が特化はしているが多様である。さらに、多様性を形作る要素としては選択という要素もある。これらの理念をどう調和させていくかというところでホームグラウンド論が出てきている。他方、実際上の運営については、運営の基本形がないと野放図なものになる。そこで、基本的には、実務修習地にある弁護士事務所での弁護修習をベースにしつつ、どのように構成し選択していくのかということではないかと思う。

(金築委員)

まさに二兎を追っているのだが、これをどう調和させるのかは、基本的には修習生本人の選択に委ねるとのことだと思う。

(白木委員)

修習生が自ら開拓した修習先に関して、国内で考えた場合にイメージがわからないのだが、どのようなことを考えているのか。例えば、消費者問題を専門としたいので金融会社に行きたい、労働問題を専門としたいので組合に行きたいという場合が考えられるが、実際問題として、許容されるか否かの線引きは難しいのではないか。

(小津委員)

私は弁護士事務所をホームグラウンドとする案に賛成である。この2か月の期間もどこかをベースキャンプとする必要があり、抽象的には裁判所か弁護士事務所の両方あり得ると思うが、総合型実務修習の理念等からすると、弁護士会に引き受けていただくのがよいと思う。

どのような修習先を認定するかについては、ドイツが経験を積んでおり、考える材料になるのではないか。以前、ドイツの司法修習生が選択型の修習で法務省に来たことがあり、ドイツの州の裁判所と若干やり取りして、「法務省はこういう仕事をしており修習先として適当だからよろしくお願ひしたい」ということで修習生を受け入れ、最後はこちらで成績を付けたが、当時の記憶では、労働組合でも、企業でも、相当しっかりした消費者団体でも、法律的なセクションがあるところという仕切りがあったように思う。このような点を含め、諸外国の実情をお調べいただければと思う。

(荒井幹事長代理)

自らの開拓先としてどこまでを考えているかという点に関しては、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門のように、やはり法曹の活動と密接な関係のある領域に限定すべきではないかと考えている。なお様々な問題が出てくると思われるので、ドイツや韓国などの選択修習でどのようなところを修習先として認めているかなども情報収集しながら、各論として検討したい。

指導方法・運営方法の在り方

(今田委員)

質問だが、裁判所、検察庁あるいは弁護士会が用意したプログラムとあるが、これは、裁判所が2か月間の修習全体のプログラムの作成を依頼し、各セクションが示すプログラム一覧から各修習生が選ぶというイメージなのか。

(金築委員)

法曹三者でプログラムを協議する場を作り、修習先の候補を三者が持ち寄って集約し、それを修習生に提示し、修習生がその提示された修習先の中から自分で選択するようなことも考えられる。

(今田委員)

その間の修習の中身に関する評価は裁判所が行うのか。2か月間の全体像について、受け入れ側、用意する側、評価する側など、いろいろな主体があり、修習生がどのような状況で2か月間の修習を過ごし評価されるのかが分かりにくい。

(荒井幹事長代理)

具体的なところは、必ずしも十分に整理できているわけではないが、資料15(2枚目)の修習生Aのケースでいうと、1週間程度倒産専門の弁護士事務所で修習し、その後、裁判所の倒産事件を集中的に見て、最後に、1週間裁判所で執行事件を集中的に見るほかは、配属された弁護士事務所で修習を行うことになる。成績評価との関係では、修習生全員から、この2か月間を通じて何を学んだかをレポートとして提出させることを考えており、更に議論は必要だが、修習先に対し、修習生がどのように修習先での修習に取り組んだかということの報告を求めることもあり得ると考えている。

(今田委員)

理念は非常に優れているし希望も持てると確信しているが、1年と短くなった修習期間の中で、この2か月は最後の仕上げの大切な時期である。その前の各段階は非常にインテンシブにプログラムされ、計画的に修習生の能

力向上が図られているのだが、最後のプロセスの作り方次第では結果が違ってくるおそれがあるので、ガイドライン作りが重要になると思う。

日本人の教育・選抜の特性からいうと、訓練期間は比較的緩やかで、次の段階に入るときにかなり頑張っ次次のセレクションで高い達成をするというようなビヘイビアが身に付いており、修習生は特にそのようなビヘイビアやモチベーションを持っている人が多いと思う。この仕上げの2か月が選抜競争としての色彩を持たない充実した研修期間となるような制度設計をすることが必要である。あまり規制しない方向もあるとは思いますが、あまり自由にし過ぎて次の段階の準備期間にならないよう、ある程度の質を担保できるようなガイドラインの中身にしていくのが一つの選択肢ではないか。

(翁委員)

この2か月と就職との関係について、どういう立場を採るのか明確に決めておく必要があると思う。

(宮川委員)

以前、選択修習を東京で行っていたドイツの修習生4人と話をする機会があったが、ドイツの修習生達は一様に、「日本にまで来て勉強する我々のような者は非常に例外的で真面目である。多くの者は気心の知れた機関や事務所に行き、実質4か月の選択修習期間を、目前に迫っている二回試験の受験勉強に充てる。」と言っていた。今田委員が述べたように、ある程度はどういう修習をしているのかを管理しないと、ドイツと同じような問題が起こるのではないか。私は、修習先の選択は可能な限り自由に自主的に選ばせるが、修習内容のチェックは相当程度厳しくすべきという考えである。

(小津委員)

選択修習がその理念にそぐわない内容になるおそれはいくつか考えられるように思う。二回試験の勉強に充てる者、この際だから徹底して遊んでやろうという者、就職先を探そうという者、どうせ働くなれば早く働きたいという

ことで理由を付けて就職先の弁護士事務所で事実上働き始めてしまう者などは、私としてはよろしくないと思う。運用上の配慮の問題であるが、ものの考え方として、こうした修習は好ましくないということを書いていく必要があるのではないか。

(酒巻委員)

自ら開拓した修習先との関係だが、外国で修習を行うという選択はあってもよいと考えている。ただ、外国での修習を認めているドイツやフランスでは枠組みが相当しっかり確立しており、受入先等についても明確なルートを通じて選ぶことになっているが、日本はこれから始める制度であることや、短期間外国に行くことの意味がどこにあるのか、修習先を確保するルートをどうするのかなど、検討すべき事項も多いことから、そう簡単に外国での修習を認めるのは難しいのではないかと考えている。

(鎌田委員)

ドイツの修習生で、地方自治体で選択修習をしたいがしばらく順番待ちしなければならないので日本の大学で勉強するという人がいた。その意味では、アメリカのロースクールへ行くのは実務修習の範囲には入らないと思う。国内外を問わず、大学で勉強するのは実務修習ではない。外国に行く場合には、外国で何らかの実務修習を行わなければいけないという原則を作る必要があると思う。また、2か月で何ができるのかという問題もある。法科大学院でのエクスターンシップでも、夏休み中の短い期間での受け入れだと、実際に何をやるかを理解したころに研修が終わってしまうことになるが、1週間単位や2週間単位の研修にどのくらいの効果が期待できるのだろうか。

修習生Dの例は極端だが、ホームグラウンドといっても、修習生の身分管理上弁護士事務所に籍を置くだけで、その弁護士事務所での修習にはそれほど意味がなく、8か月間の実務修習では経験できなかったことを経験するためのものであるというならば、多様化という意味で、2か月間その配属事務

所から出なくてもいいし，2か月間まとめて違うことをやるという選択肢も認めるべきだと考えている。その意味で，実務修習内容に関し配属事務所が一定の責任を持ち，そこでの修習もしっかりやらなければいけないという建前を採るのではなく，管理上の都合だけで配属先を決めるというのであるなら，日弁連の斡旋で東京配属の修習生を弁護士過疎地域に送り，身分管理をする事務所を探して修習をさせる，あるいはその逆の移動といったダイナミックなことを行ってもよいのではないかと考えている。ただ，実際上は，発足当初からあまり大胆なことはせず，少しずつということではないかと考えている。

（宮川委員）

配属地で管理する原則を崩すと混乱する。また，ホームグラウンドを引き受ける弁護士事務所とすれば，2か月間まったくいない人を管理・監督できないので，2か月間出払うことを認めることとなれば，おそらく引き受け先は確保できない。実施上の配慮という観点からも，ある程度はホームグラウンド先での修習を義務付けざるを得ないと思う。

（翁委員）

これからの司法修習を考える上で，既に就職先が決まっていることを念頭に置くのか，将来の職業を探るための重要なプロセスとして修習を位置付けるのかでは，まったく違うと思う。経済学部の場合は，3年生や4年生でインターンシップに出て行き，実際の仕事を体験して就職先を決めることもあるが，法科大学院ができ上がった後の修習生の就職がどの時点で決まっているのかがイメージできないので，どのような前提で議論したらよいのか教えていただきたい。

（金築委員）

現在の司法修習生に対しては，もちろん修習開始前に自分の職業を決めてもよいが，できるだけ修習を通じて法曹三者の仕事を体験し，自分の適性を

見た上で進路を決めるのがよいという指導をしている。さらに、将来どの職業に就くにせよ、自分が志望する職業に関する修習だけに力を入れるのではなく、例えば裁判官志望なら弁護修習を、あるいは弁護士志望なら裁判修習や検察修習をしっかりとやるようにとも指導している。実情としては、特に弁護士希望の場合は早い段階で弁護士事務所を決める傾向があるが、当初弁護士志望の修習生が裁判修習や検察修習を経て志望を変えるケースもあるし、その逆もある。修習中に志望が変わることはそんなに珍しいことではない。

(高橋委員長)

私は、法科大学院在学中に、大手の法律事務所などと内々で就職の約束をする学生が出る可能性があるのではないかと考えており、非常に危惧している。

(酒巻委員)

私も同じように悲観的である。

(鎌田委員)

アメリカほどではないが、普通の大学と比べ、法科大学院、特に私立は学費が高いので、私的奨学金のようなものまで出てきかねないと懸念しているし、就職活動を早い段階から開始する傾向が強まっていく可能性も否定できないと考えている。ただし、パイが本当に大きくなってしまえば、最後まで就職できない者も多数出るだろうとも思っている。

(高橋委員長)

修習生の主体性を尊重し、修習生が、実務修習の深化と補完という方向と新しいものを開拓するという方向を主体的に選択するという理想は皆さんよろしいと思う。ただ、いくつかの点で懸念が強く表明された。具体的には、外国で修習すること、配属修習地を離れることについては、それ自体を封じる必要はないが、就職のための活動になるなどの弊害も起きる可能性があるため、慎重にすべきということ。実効性があり充実した修習となるよう修習

のメニューやガイドラインを詰めて検討していかなければならないということ。成績については、あまり議論できなかったが、厳格な成績評価には馴染みにくいので、たたき台にあるように、修習生が自分で選択し自分で評価する、自分で報告書を書くのがよいのではないかと思う。このあたりが本日の議論の方向性だったと思う。

(酒巻委員)

資料15(2枚目)の修習生Cのメニューにある「模擬裁判」は、総合型も実務修習であることや法科大学院でも相当行うことからすると、やや違和感がある。

(宮川委員)

ホームグラウンドを設定するかどうかという点もまとめに入れていただきたい。なお、弁護士会でホームグラウンドを引き受ける場合には、委託費について御配慮いただきたい。

(高橋委員長)

弁護士事務所をホームグラウンドに設定することは、皆さん御了解いただいたと思う。ただ、2か月間ホームグラウンドである弁護士事務所でも何も修習をしないのは問題があるという意見が強かったように思う。

(小津委員)

ホームグラウンドの在り方については、もう少し時間をかけて議論していただきたい。私のイメージでは、ホームグラウンドに全く顔を出さないのは駄目であり、総合型実務修習の最初と最後に弁護士事務所に顔を出すことは最低限必要だと思う。しかし、宮川委員は、これより長い期間、弁護士事務所にいることをイメージしておられると思う。ホームグラウンドのイメージが異なっていると、先々の議論に支障が生ずるかもしれない。

(鎌田委員)

実務修習地でない別の地域での修習の可能性も検討の対象に加えていただ

きたい。

(高橋委員長)

これらを最終的にまとめるには、幹事会その他でもう少し揉む必要があると思う。本日の意見について、もう少し幹事会で深化と補完を図っていただきたい。また、次回は、集合修習の議論が予定されているので、この点も幹事会で御議論をお願いしたい。

(出席幹事全員)

了承

(2) 今後の予定等について

第5回の委員会は2月16日(月)午前10時から開催されることが確認された。

第5回の幹事会は1月26日(月)午前10時から開催されることとなった。

(以上)

